

議案第80号

富士見市の公の施設の利用に関する協議について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、富士見市の公の施設を入間郡三芳町の住民の利用に供するため、次のとおり協議することについて議決を求める。

1 公の施設の名称

富士見市公共下水道

2 公の施設の所在

富士見市大字鶴馬字下郷3499番4

3 利用の区域

入間郡三芳町大字藤久保字俣埜305番1の一部及び308番3の区域

4 経費の負担及び利用の方法

法令及び富士見市下水道条例（昭和56年条例第36号）の規定による。

平成29年11月28日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見市の公共下水道を入間郡三芳町の住民の利用に供することについて協議したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により、この案を提出します。